

矢部川堤防調査委員会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は「矢部川堤防調査委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、平成24年7月九州北部豪雨に伴う出水により生じた矢部川水系矢部川の堤防の決壊等について、被災原因の究明を行い、再度の災害を防止するための堤防復旧工法、今後の管理等を検討することにより、堤防の安全性を高め、もって再度の被災の防止に資することを目的とする。

（組織等）

第3条 委員会は、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長が設置する。

（検討内容）

第4条 委員会は、前条の目的のため次の事項を検討する。

- （1）堤防の決壊等の原因究明
- （2）再度の災害を防止するための堤防復旧工法
- （3）今後の管理について

（委員会）

第5条 委員会は別紙に掲げる委員をもって構成する。

（委員長）

第6条 委員会には委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選により選任する。

（委員長代理）

第7条 委員会には委員長代理を置き、委員長の指名によりこれを定める。

（委員会の開催）

第8条 委員会は、委員長が招集し、開催する。
2 委員会は、原則として非公開とする。
3 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。ただし、委員長が認めたときはこの限りでない。
4 委員会の意志決定は出席委員の過半数をもって行う。
5 委員会は、目的を達成するために必要があると認めるときには、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
6 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職務を代行する。

（任期）

第9条 委員の任期は、委員会報告書の取りまとめまでとする。

（事務局）

第10条 事務局は、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所に置く。

（その他）

第11条 この規約に定めがない事項は、委員会において定める。

附則

（施行期日）

この規約は、平成24年8月2日から施行する。

矢部川堤防調査委員会

委員名簿

| | | | |
|----|-----------------------|------------------------------------|-------|
| 委員 | あきやま じゅいちろう 秋山 壽一郎 | 九州工業大学大学院工学研究院 | 教授 |
| 委員 | ささき てつや 佐々木 哲也 | 独立行政法人土木研究所 地質・地盤研究グループ土質・振動チーム | 上席研究員 |
| 委員 | なかがわ はじめ 中川 一 | 京都大学防災研究所 | 教授 |
| 委員 | はっとり あつし 服部 敦 | 国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部河川研究室 | 室長 |
| 委員 | まえだ けんいち 前田 健一 | 名古屋工業大学都市社会工学科 | 教授 |
| 委員 | やすふく のりゆき 安福 規之 | 九州大学大学院社会基盤部門 | 教授 |

(敬称略 五十音順)